**別紙**

**特約事項**

１　約款第30条第1項において、受注者は、発注者への通知の前に、施設管理担当者（履行場所の施設の長をいう。以下同じ）に同様の通知を行うとともに、施設管理担当者の指示するものの立会いの上、仕様書等に定めるところにより、業務の完了の確認を受けなければならない。

２　約款第30条第２項において、発注者は、前記１による施設管理担当者による確認を受けた場合は、受注者の立会いを免除することができる。